

本案は、自由民主党、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の三派共同により第百十三回国会に提出され、第百十四回国会の六月十五日に提出者を代表して中山太郎君から提案理由の説明を聴取したのであります。以後、今国会まで継続審査に付されておりました。

今国会におきましては、十一月十四日質疑に入り、十六日には参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いましたが、その質疑の内容は、調査会委員の人選、脳死の定義及び臓器の範囲、我が国における臓器移植の実態など、広範多岐にわたりておりますので、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、同日質疑を終了し、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴取いたしましたところ、戸井田厚生大臣より、政府としては異議がない旨の意見が述べられました。

次いで、採決をいたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しまして附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第百十四回国会、内閣提出、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長報告のとおり可決いたしました。

いたします。

員長の報告を求め、その審議を進められることをお望みます。
○議長(田村元君) 金子原二郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する
法律案(第百十四回国会、内閣提出)**

○議長(田村元君)　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長戸塚進也

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔戸塚進也君登壇〕

果を御報告申し上げます。
本案は、近年における外国人人国者の増加、そ
の入国・在留目的の多様化、不法就労外国人の著
い増加等、外国への出入口を主とする

しい増加等、外國人の出入り国及び在留をめぐる以下の諸情勢的確に対処し得る出入國管理体制を確立しようとするもので、その主な内容は、

第一に、既存の在留資格をもつて、この種類の範囲を全般的に見直すとともに、新たにできる限り個別具体的に在留資格を設けることにより、在留客側に対する二、

留資格制度を整備すること
第一に、在留資格に関する審査基準を明確にす
るとともに、我が国に入国しようとする外国人へ

は、あらかじめ在留資格認定証明書の交付を受けたことができるようになり、外国人の入国審査手続の簡易迅速化を図ること。

第三に、合法的に就労できる外国人に対しても、申請により就労資格証明書を交付する――三

金子二郎の著書

第三回 土地利用計画法の制定
百四回会、内閣提出、土地基本法案、國土利用計画法の一部を改正する法律案、右両案をいたします。

○議長(田村元君) 金子原二郎君の動議に御異議一括議題とし、委員長の報告を求める、その審議を進められることを望みます。

ありますか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

土地基本法案(第百十四回国会、内閣提出)
て、日程は追加されました。

○議長(田村元君) 土地基本法案、国土利用計画法の一部を改正する法律案(第百十四回国会、内閣提出)

法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

特別委員長大塚雄司君。

国土利用計画法の一部を改正する法律案及び同
報告書

〔大塚雄司君登壇〕

出の二法律案につきまして、土地問題等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

最初に、土地基本法案について申し上げます。

に國、地方公共団体、事業者及び國民の土地についての basic 理念に係る責務を明確化するとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、土地対策を総合的に推進し、もって國民生活の安定向上と國民経済の健全な発展に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりあります。

第一に、土地は、公共の利害に關係する特性を有していることにかんがみ、公共の福祉のため、國民の特性に応じた公共的制約が課されるものである等の土地についての basic 理念を定めております。

第二に、國及び地方公共団体は、基本理念に基づき、土地に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する等、國、地方公共団体、事業者及び國民の責務を明確化する規定を定めております。

第三に、土地利用計画の策定、土地取引の規制等に関する措置、社会資本の整備に関する利益に応じた適切な負担など、土地に関する施策のうち基本となる事項を定めています。

第四に、内閣総理大臣の諮問機関として国土庁に土地政策審議会を置き、土地に関する総合的な基本的な施策に関する事項及び國土の利用に関する基本的な事項を調査審議するものとするなど、土地政策審議会に関する規定を定めております。

次に、國土利用計画法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における土地取引の状況等にかんがみ、地価の高騰に対処し、適正かつ合理的な土地利用の確保等を図るために、監視区域に所在する土地について投機的取引と認められる土地取引に係る届け出があつた場合における勧告に関する特例を設けるとともに、規制区域及び監視区域に所在する土地について遊休土地である旨を通知する場合の面積要件を引き下げるなどとの措置を講じようとするものであります。

以上二法律案は、去る第百十四国会に提出され、土地基本法案については、六月十五日の本会議において趣旨説明が行われた後本委員会に付託され、また、國土利用計画法の一部を改正する法律案については、五月十九日に本委員会に付託されました。

当委員会におきましては、六月十五日に野中国士官長官から提案理由の説明を聴取し、質疑に入りましたが、終了するに至らず、今国会に継続審査となつたものであります。

引き続き、今国会におきましては、十月二十四日、海部総理大臣の出席を求めて質疑を行なうなど慎重かつ熱心な審査を行い、質疑を終了いたしましたところ、内閣提出の土地基本法案に対し、土地についての公的の福祉優先、住民等の意見を反映した土地利用計画の策定、需要に応じた宅地の供給の促進、公的地価評価の適正化等について修正案が提出され、採決いたしました結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決し、統いて内閣提出の國土利用計画法の一部を改正する法律案について採決をいたしました結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、現下の土地問題に対する土地基本法の重要性から、当委員会においては、土地についての基本理念の周知徹底を図ることなどを内容とする「土地基本法の推進に関する件」を当委員会の決議として議決したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) これより採決に入ります。

まず、土地基本法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、國土利用計画法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(田村元君) 本日は、これにて散会いたします。

○議長(田村元君) 午後一時三十分散会

出席國務大臣

| | | |
|--------|--------|-------|
| 法務大臣 | 大蔵大臣 | 後藤正夫君 |
| 厚生大臣 | 横本龍太郎君 | |
| 農林水産大臣 | 戸井田三郎君 | |
| 國務大臣 | 鹿野道彦君 | |
| | 石井一君 | |

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

記

一、去る十日、參議院議長から、國会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した

「土地基本法の推進に関する件」を当委員会の決議として議決したことを申し添えます。

所持に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する譲定書の締結について承認を求めるの件

一、去る十六日、海部内閣総理大臣から田村議長へ、第百十六回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受けました。

政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
一、去る十日、參議院議長から、國会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した
「土地基本法の推進に関する件」を当委員会の決議として議決したことを申し添えます。

（政府委員承認）
一、去る十三日、田村議長は、海部内閣総理大臣申し出の次の者を、第百十六回国会政府委員に任命することを承認した。
外務省中近東アフリカ局長 渡辺允
(政府委員任命)
一、去る十三日、海部内閣総理大臣から田村議長あて、十三日議長において承認した大須敏生を、同日第百十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る十六日、海部内閣総理大臣から田村議長あて、十六日議長において承認した渡辺允を、同日第百十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
（政府委員退任）
一、去る十三日、海部内閣総理大臣から田村議長あて、第百十六回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受けました。

| | | | |
|---------------------|------|-------------|----------|
| 異動前の 官職名 | 氏名 | 異動後の 官職名 | 年月日 |
| 大蔵省理 財局長事 務代理 | 藤原和人 | (解職) | 平元 一二 |

交通安全対策特別委員会

辻

第一君

岩佐

惠美君

辻

第一君

高沢

寅男君

竹内

猛君

高沢

寅男君

辻

第一君

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成元年十一月十四日

農林水産委員長 近藤 元次

衆議院議長 田村 元殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、科学技術振興の基本施策に関する事項

二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項

三、宇宙開発に関する事項

四、海洋開発に関する事項

五、生命科学に関する事項

六、新エネルギーの研究開発に関する事項

七、文化財保護に関する事項

八、新エネルギーの研究開発に関する事項

九、宇宙開発に関する事項

十、生命科学に関する事項

十一、新エネルギーの研究開発に関する事項

十二、文化財保護に関する事項

十三、新エネルギーの研究開発に関する事項

十四、宇宙開発に関する事項

十五、生命科学に関する事項

十六、新エネルギーの研究開発に関する事項

十七、文化財保護に関する事項

十八、新エネルギーの研究開発に関する事項

十九、宇宙開発に関する事項

二十、生命科学に関する事項

二十一、新エネルギーの研究開発に関する事項

二十二、文化財保護に関する事項

二十三、新エネルギーの研究開発に関する事項

二十四、宇宙開発に関する事項

二十五、生命科学に関する事項

二十六、新エネルギーの研究開発に関する事項

二十七、文化財保護に関する事項

二十八、新エネルギーの研究開発に関する事項

二十九、宇宙開発に関する事項

三十、生命科学に関する事項

三十一、新エネルギーの研究開発に関する事項

三十二、文化財保護に関する事項

三十三、新エネルギーの研究開発に関する事項

三十四、宇宙開発に関する事項

三十五、生命科学に関する事項

三十六、新エネルギーの研究開発に関する事項

三十七、文化財保護に関する事項

三十八、新エネルギーの研究開発に関する事項

三十九、宇宙開発に関する事項

四十、生命科学に関する事項

四十一、新エネルギーの研究開発に関する事項

四十二、文化財保護に関する事項

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要要求に對し、議長は去る十五日いざれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成元年十一月十五日

衆議院議長 田村 元殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、港湾に関する事項

五、海上保安に関する事項

六、観光に関する事項

七、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成元年十一月十四日

科学技術委員長 北口 博

衆議院議長 田村 元殿

平成元年十一月十七日 衆議院会議録第九号 朗読を省略した議長の報告

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成元年十一月十五日

運輸委員長 島村 宜伸

(答弁書受領) 衆議院議長 田村 元殿

三、調査の方法

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成元年十一月二十三日

衆議院議長 田村 元殿

二、調査の目的

有害・医療等の廃棄物の適正処理に関する質問主意書

有害・医療等の廃棄物の適正処理に関する質問主意書

三、調査の方法

右の質問主意書を提出する。

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成元年十一月十五日

文教委員長 塙山 邦夫

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、港湾に関する事項

五、海上保安に関する事項

六、観光に関する事項

七、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

ある。環境庁の「有害廃棄物対策研究会中間報告」では、「有害化学物質の環境への排出ルートとしての廃棄物対策的重要性が増している」と指摘されている。

医療廃棄物の排出量は、関係者によると一日約三百七十二万トンと推計され、そのうち約百六十万トンを一般廃棄物、約百九万トンを産業廃棄物として処理されているとみている。しかし、医療施設から発生する医療廃棄物は、B型肝炎等ウイルス性疾患による二次感染を防止するため、注射器、検体容器等に使い捨てタイプが普及し、発生量も増大している。六十三年度から厚生省が適正処理の検討を始めている。総務省もまた、「医療廃棄物の処理に関する地方監察」を行い、「病院等における医療廃棄物の管理体制の確立」等の改善意見を提起している。

また、建設廃土の発生量は、首都圏(一都三県)で五千二百万立方メートルに達し、三八・二%を内陸処分地、三二・八%を海面埋立地、一三・八%を工事現場に処分している。しかし、オフィス床の需要増等による工事量の増加、建築物の地下空間の利用促進に伴い建築工事からの発生量が増加している。建設省の「総合的建設廃土対策研究会中間報告」では、「長期的視点にたって、首都圏をこえる広域的、計画的な廃土利用策についても検討する」としている。

八九年の「警察白書」によると、廃棄物処理法違反の態様別検舉状況は、総件数三、一六八件のうち、不法投棄が二、一五五件、委託基準違反が六二九件、無許可処理業が二五四件などとなってい。また、その「警察白書」では、不法投棄の解体工事に伴って生じた建設廃材や木くず等の産業廃棄物の大規模な不法処分事犯が目立った」と指摘している。

今日、有害・医療等の廃棄物の不法投棄など深刻な問題が引き起こしている根本原因は、大企業や廃棄業者によって減容化され、約十一万トンを再生利用、約十九万トンを埋立処分、約千四百トンを海洋投入処分される。しかし、今後とも生産・経済活動の進展の中で、合成化学物質等を含む廃棄物がこれまで以上に排出される可能性がある。

企業の利潤追求を第一義とする資源の大量消費・浪費政策の推進にある。さらに政府が、「民活」路線による都市計画や建築規制の緩和など大企業本位の都市づくりや公共事業を進め、廃棄物を増大させる一方、有害廃棄物の排出事業者責任の明確化や建設残土の処理規制など廃棄物処理の抜本的な対策を怠っていることである。

私は、昨年十二月に「建設残土及び廃棄物の処理に関する質問主意書」を提出した。その際も述べているが、国は産業廃棄物の不法投棄や不適正な処理から国民の生活環境を保全するため、不法投棄に対する行政措置(現状回復命令等)、処理業者の許可要件、排出事業者の責任の明確化、汚染された工場敷地内土壤の適正処分、最終処分場の基準の見直し(止水工事等)等の法的整備を早急に図るよう強く要請している。

有害・医療等の廃棄物の不法投棄や不適正処理による地下水汚染や悪臭等地域住民の生活及び自然環境の破壊から国民生活を守るために、有害・医療等の廃棄物の適正処理対策は、ますます緊急を要する所である。

従つて、改めて次の事項について質問する。

一 有害廃棄物の適正処理について

今年八月、福島県いわき市内の旧炭鉱の廃坑から大量の廃油の不法投棄が発見された。いわき市内では昨年にも、牧場跡に大量の廃油入りドラム缶が不法投棄された。いずれも首都圏から運び込まれた有害物質を含んだ産業廃棄物である。排出企業から処理能力以上の廃棄物を受託した中間処理業者は、運搬及び処分の許可を得ていない業者に違法な委託を行い不法投棄させていた。トリクロロエチレン、鉛、銅、亜鉛などの有害物質を含んだ廃油は、廃坑からあふれ出し、下流の水田約一・二ヘクタールに被害を与えるとともに、地下水や土壤を汚染している。従つて、

1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が規定している「一般廃棄物」の中に「有害一般廃

棄物」の規定を新設し、廃棄する場合には有害廃棄物であることを表示するとともに、地方自治体が指示する分別排出に従うことなどを義務づけるべきではないか。

2 産業廃棄物の処理は、法で「事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定めているが、事業者が行う有害廃棄物の処理実績をみると六割程度に止まっている。事業者が、企業責任で有害廃棄物の無排出化のための技術開発及び施設の整備、有害廃棄物の減量及び濃縮化等を実行するよう法的に義務づけるべきではないか。

排出事業者は、廃棄物を許可を受けた処理業者に委託基準に従つて委託した後、その廃棄物がどう処理されようといつさい責任を問われない。このことが、不法投棄を引き起こす根本的な問題である。排出事業者の処理責任が原則であることからして、廃棄物が最終処理されるまでの責任を明文化し、違反行為に対する罰則規定を強化するなど委託基準の見直しをすべきではないか。

また、今年十月から試行している「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム(積荷目録制)」は、米国で実施しているように、その運用と報告を義務づけ、違反行為に対しては罰則を適用するなどして、不法投棄の防止及び廃棄物の不適正処理の防止の実効をあげるべきではないか。

4 処理業者の中には、処理施設の費用がかさむなどから、低料金で処理能力以上の廃棄物を受託しているところがある。不法投棄や不適正処理を防止するため、処理能力以上の受託を規制することや適格性の厳格な審査体制など、処理業者の許可要件に関する法的整備をすべきではないか。

5 有害廃棄物の埋立処分は、重大な地下水汚染の可能性を有していることから、PCB等の有害廃棄物の埋立処分の禁止又は制限、一定

重ライナーと浸出液収集システムの設置、漏洩検知システム及び埋立の立地規制など有害廃棄物の処分の基準及び最終処分場の技術上の基準を充実強化すべきではないか。

6 不法投棄に対する、県及び所轄保健所が現状回復命令等の行政措置が的確に実施できるよう法的整備と指導監視体制の強化のための援助措置を早急に図るべきではないか。

7 不法投棄による有害廃棄物の除去処理と被害者の救済には、かなりの費用を伴うが、処理業者の大多数が中小・零細業者であったり、いわき市の処理業者のように事件後事實上倒産して対応が困難な場合もある。排出事業者の救済責任を明確にし、完全な救済措置を早急に図るべきではないか。

米国では、有害物質に係る緊急な措置や今まで規制されてこなかった有害廃棄物埋立跡地に対策がとれるよう、必要な権限と基金を付与する総合環境措置・補償・債務法(スパーファンド法)を制定している。有害廃棄物による土壤及び地下水汚染を引き起こし、人の健康が実際に脅かされ、またその可能性がある場合のため基金を創設し、有害物質の除去、被害の補償等が長期的に措置されるようすべきではないか。

二 医療廃棄物の適正処理について

今年五月に福岡県内で、産業廃棄物の保管や処理、一般廃棄物の取扱い許可を持たない産業廃棄物処理業者に、大量の医療廃棄物の処理を委託していた医療法人が摘発を受けた。この事件をきっかけに、総務省九州管区行政監察局が福岡県内の二十の医療施設、十三の廃棄物処理業者を対象に実態調査を行った。その結果、①使用済み注射器、点滴針を堅牢な容器に入れず、ビニール袋等に入れて排出しているなど使用者に委託しているなど産業廃棄物の保管、処理がみられ、②産業廃棄物の収集運搬を無許可

理に適切を欠くものがみられた、③廃掃法の規定による帳簿の整備や変更届の提出が履行されていないなど適切を欠くものがみられたとしている。

また、昨年八月、四国行政監察支局は香川県内の十六の病院、二の衛生検査所、十二の処理施設について改善を要すると認められるところ七病院、レントゲン施設を合併処理浄化槽に流入させているなどの処理方法が不適切となつているところ五病院、(2)許可を受けずに営業を行つているところ五病院、(3)許可の範囲を超えている処理業者が二業者、許可の範囲を超えて営業を行つている処理業者が三業者、産業廃棄物を一般廃棄物の最終処分場に搬入しているもの四業者となつていて、

1 総務省の実態調査でも明らかのように、厚生省が六十二年に医療関係廃棄物の適正処理について指導した後も、医療施設では、使用済み注射針等の管理、廃棄に適切を欠き、無許可業者に委託するなどの廃棄物の保管、処理に適切を欠いている。医療廃棄物の処理の実態がほとんど分かっていない現在、医療廃棄物の種類と量、分別保管及び処理処分の状況、処理業者の処理状況等の全国的な実態調査を実施すべきではないか。

2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が規定している「一般廃棄物」の中に「医療一般廃棄物」の規定を新設し、廃棄する場合には地方自治体が指示する分別排出に従うことを義務づけるべきではないか。

また、医療機器メーカーなどに有害廃棄物、廃プラスチック等の引き取り義務を課

し、むだごみを出さない合理的な製品の研究開発を進めさせるべきではないか。

3 人に感染の恐れのある廃棄物は決して院外に排出してはならない。とりわけ、有害廃棄物、血液、血餅、滅菌廃プラスチック等を院外に排出しないことである。院内で焼却可能な廃棄物は焼却し、焼却できない廃棄物は分別保管の後適正に処理することである。しかし、医療廃棄物の適正処理のためのマニュアルを策定している医療施設はほとんどなく、それが使用済み注射針による事故などを発生させている。改めて使用済み注射針の適正処理を医療機関に指導するとともに、医療廃棄物の処理に係るガイドラインを早急に策定し、病院等における医療廃棄物の管理体制を確立すべきではないか。

4 医療廃棄物が一般廃棄物に混入して処理されているのは、医療廃棄物を専門に取り扱っている処理業者が少なく、一般・産業の両方の許可を得ていて、医療廃棄物を事業系一般廃棄物の処理ルートにのせて処理しているからである。従つて、処理業者に対しても自ら焼却処理施設を設置することや許可を受けている処理業者の排除や許可の範囲を超えて営業を行っている処理業者の規制など異なるなど処理業者の許可要件の見直しを図るべきではないか。また、許可を受けずに営業を行っている処理業者の排除や許可の範囲を超えて営業を行っている処理業者の規制などないか。

5 排出事業者の処理責任の原則から、焼却処理施設など適正処理体制を確保する責務があり、総合病院等には医療施設内に中間処理施設(焼却、破碎、無害化処理等の施設)の設置を義務づけ、医院等の小規模医療施設には、共同管理の中間処理施設の設置を指導するとともに、中間処理施設の技術的基準を建築基準法等で定めるべきではないか。

3 人に感染の恐れのある廃棄物は決して院外に排出してはならない。とりわけ、有害廃棄物、血液、血餅、滅菌廃プラスチック等を院外に排出しないことである。院内で焼却可能な廃棄物は焼却し、焼却できない廃棄物は分別保管の後適正に処理することである。しかし、医療廃棄物の適正処理のためのマニュアルを策定している医療施設はほとんどなく、それが使用済み注射針による事故などを発生させている。改めて使用済み注射針の適正処理を医療機関に指導するとともに、医療廃棄物の処理に係るガイドラインを早急に策定し、病院等における医療廃棄物の管理体制を確立すべきではないか。

6 行政監察局の実態調査からも、産業廃棄物処理業者の許可を受けていない処理業者に廃棄物を委託する医療施設がかなり多いことが明瞭である。従つて、医療施設に対して、法の委託基準を遵守するよう改めて指導するとともに、処理業者まかせにせず、業者の許可内容の確認・処理・処分状況の把握など排出事業者としての責任を明文化し、違反行為に対する罰則規定を強化するなど委託基準の見直しをすべきではないか。

7 使用済み注射針によるB型肝炎の医療従事者への二次感染や廃棄物収集職員への感染が大きな問題となっている。現在、公的医療機関の職員に対するB型肝炎感染防止対策としてのワクチン及びグローブの投与は、公費負担となっているが、民間医療機関及び地方自治体によっては経費負担の問題から実施していない状況がある。院内感染防止及び医療廃棄物適正処理の対策上からも、感染危険度の高い医療従事者と廃棄物収集職員に対して、感染防止措置を講ずるよう改めて指導すべきではないか。

3 建設廃土の適正処理について

今年四月、東京都は「東京都における建設廃土対策について」と「建設廃土の再利用促進調査」の報告書をとりまとめた。また、首都圏における廃棄物(ごみ)処理の長期的な見通しに関する調査結果について」を公表した。これら二つの報告書をみると、羽田沖埋立地が一九九〇年に埋立が完了、また中央防波堤外側埋立地が五年まで廃棄物等の処分ができるかどうか危惧されていることから、中央防波堤沖の検疫鋪地付近と葛西沖に新たな処分場を確保するとともに、企業の排出者責任による建設廃土の中間

に、首都圏からあふれてこみ処理を他県に求める以外にないことを明らかにしている。建設省の「総合的建設廃土対策研究会」中間報告でも、「臨海部における人工ペリア、内陸部におけるスーパー堤防等の既存の建設事業、谷地等の埋立事業」に廃土を利用するとともに、「長期的視点に立って、首都圏をこえる広域的、計画的な廃土利用策についても検討する」としている。

報告書は今後、広域的な処分の検討が必要としているが、実際はすでに広域的に処分され深刻なごみ問題を引き起こしている。首都圏の発生土量の内陸及び埋立の処分地は、六十二年度の東京都及び区市町村の発注工事廃土の場合、東京都下四六・九%、他県五三・一%となっていいる。建設廃土の処分は、建設事業の拡大とともに大都市周辺への依存がますます高まり、優良な農地及び林地つぶしによる自然環境破壊や建設廃材等の産業廃棄物を混入して処分する不良な農地及び林地つぶしや地下水等の水質・環境汚染を引き起こしている実態を全国的に調査し、河川の形状変更や泥の流出等が生じている箇所は、早急に現状回復等の措置を図るべきではないか。なお、林地については、知事許可の一ヘクタール以上と無許可の一ヘクタール以下を分けて調査すること。

2 優良な農地及び林地や水源涵養地を保護するため、処理施設の立地規制、地質・地形等の環境アセスメント、住民の同意義務と立入査査権等の法的整備を図るべきではないか。

3 建設産業の活動によって発生する建設廃土の処理については、生活及び自然環境の保全上、新たな法的規制及びガイドラインの策定が早急に図られるべきではないか。

4 国等の公共工事は指定処分方式が原則となっているが、一定程度規模以上の民間工事についても指定処分制の実施を原則にするよう処分基準の見直しをすべきではないか。

5 建設廃土による一ヘクタール以下の民有林の開発行為について、国は森林法の地域森林計画制度の運用で保全できるとしているが、実際はほとんど実効性がない。従つて、適切な運用ができるように制度の見直しを図るか、それとも一ヘクタール未満の民有林を建設廃土の投棄に対する環境の保全及び災害の防止を図るため、特別な規制措置を行うべきではないか。

6 建設廃土等の産業廃棄物による水質汚染や河川の水質汚濁が高まっている現在、国の責務として水源の清潔保持のため、水道法に水源保護地域の指定等の規制措置を設けるべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一一六第四号
平成元年十一月十四日

内閣總理大臣 海部 俊樹
内閣衆議長 田村 元殿
衆議院議員寺前巖君提出有害・医療等の廃棄物の適正処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員寺前巖君提出有害・医療等の廃棄物の適正処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

1 の1について

一般廃棄物については、有害物質を含むものも含め、その処理に際して環境等への影響が生

じないよう市町村等において必要な措置を講じているところである。

一の2について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）において、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこと、また、発生した廃棄物の再生利用等を行うことによって減量化に努めることが定められている。

一の3について

排出事業者が、許可を受けた処理業者に委託基準に従って廃棄物の処理を委託した後の廃棄物の適正処理については、処理業者について必要な規制を行うことによって措置しているところである。

また、産業廃棄物の流れの適正管理を目的としたマニフェストシステム（積荷目録制）の導入については、現在、試行しているところであり、今後定着を図つてしまいたい。

一の4について

廃棄物処理業者の許可に当たっては、廃棄物処理法における技術上の基準に照らして、必要な設備、機材の有無だけでなく、廃棄物処理を適確に遂行するに足りる能力の有無についても審査することとしている。

さらに、処理業者の処理状況については、立入検査等を行うことによって必要な指導を行っているところである。

の5について

一の6について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

一の7について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

一の8について

廃棄物処理法において、不法投棄によって生じるおそれがある場合には、不法投棄を行った者に対する必要な措置を講ずるよう命ずることができるとされている。

一の9について

廃棄物処理法においては、同法に定める基準に適合しない処分によって、生活環境の保全上の重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該処分を行った者又は廃棄物処理法に違反する委託によって当該処分が行わたったときには当該処分を委託した者に差し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

一の10について

また、有害物質による土壤汚染対策については、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十年法律第九十五号）等に基づく農用地土壤汚染防止対策（公害防止事業団法（昭和四十九年法律第二百三十九号）等に基づく農地の土壤の汚染防止のための事業に対する資金の貸付け等の施策が講じられている。

そのほかの汚染回復対策に係る手法、費用負担の在り方等については、今後の課題として検討してまいりたい。

二の1について

医療廃棄物の処理については、廃棄物処理法において科学的知見等を踏まえつつ、処分基準を定めるとともに最終処分場等の構造及び維持管理に関して技術上の基準を設定しているところであり、今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の2について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

二の3について

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の4について

おそれがないような措置を講ずるよう指導しているところである。

二の5及び2について

建設廃材等の産業廃棄物の処理施設について

は、構造及び維持管理に関する基準、設置等に

等が定められている。

これに加え、感染症を生ずるおそれがある医

療廃棄物について医療機関内の管理体制の整

備、処理の委託方法、処理方法等を示した適正

処理のためのガイドラインを策定したところで

あり、これに基づき指導してまいりたい。

なお、医療機器製造業者等に廃棄物の引取り

義務を課すことについては、前記のような措置

を講じているところであるので、医療廃棄物の

危険性及び医療機器製造業者等の現況にもかん

がみ、現在のところ考えていない。

また、廃棄物となつた際に処理の容易な製品

の開発を進めよう、医療機器製造業者を指導

してまいりたい。

二の5について

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）においては病院に汚物処理施設として病毒に汚染し又是汚染の疑いのある汚物を適切に処理できる焼却炉等を設置することが義務付けられており、このうち一定規模以上のものは廃棄物処理法に定める廃棄物処理施設として構造基準、維持管理基準が定められているところである。また、自ら廃棄物を処理しない診療所等については、廃棄物処理法の規定に基づき、許可を受けた処理業者に処理を委託して行うこととしている。

なお、融資制度については、病院等の開設者

に対しては社会福祉・医療事業団が公的融資を

行っているところである。

二の6について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の7について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の8について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の9について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の10について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の11について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の12について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の13について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の14について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の15について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の16について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の17について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の18について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の19について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の20について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の21について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の22について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の23について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の24について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の25について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の26について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の27について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の28について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の29について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の30について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の31について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の32について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の33について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の34について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の35について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の36について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の37について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の38について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

今後とも埋立処分によって周辺環境の汚染を生じることのないよう必要な措置を講じてまいりたい。

二の39について

医療機関及び処理業者を対象とした医療廃棄

物の排出及び処理の実態調査については、昭和六十三年度及び平成元年度において実施したところである。

民間工事を含む建設工事については、市街地土木工事公衆災害防止対策要綱（昭和三十九年十月一日付け建設事務次官通知）に基づき、起業者及び施工者に対して、建設残土の適正な処理を行うよう指導しているところである。

三の5について

一 ヘクタール以下の民有林の開発行為についても、森林法に基づく地域森林計画制度等によつて森林の土地の保全に努めているところであります。今後とも国土の保全等の観点から本制度等の適切な運用に努めてまいりたい。

三の6について

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）においては、国及び地方公共団体は、水源等の清潔保持等に関する必要な施策を講ずる責務を有しており、また、水道事業者は、水源の水質を保全するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して、水源の水質の汚濁の防止に関する意見を述べ、又は適切な措置を講すべきことを要請することができます。これであります。今後とも、水源の清潔保持のため法の適切な運用が図られるよう努めてまいりたい。

(答弁通知書受領)

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員森田景一君提出動物保護及び動物福祉の確立に関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成元年十一月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。一、去る十四日、内閣から、衆議院議員小野信一君提出動力炉・核燃料開発事業団の地下研究施設の釜石市釜石鉱山への設置計画に関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成元年十一月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

2 (基本方針)

一 森林の保健機能の増進に関する特別措置法案の提出する旨のとおり、内閣は、衆議院議員森田景一君提出動物保護及び動物福祉の確立に関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成元年十一月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

2 (基本方針)

一 森林の保健機能の増進に関する特別措置法案の提出する旨のとおり、内閣は、衆議院議員森田景一君提出動物保護及び動物福祉の確立に関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成元年十一月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

森林の保健機能の増進に関する特別措置法案
右
国会に提出する。

平成元年三月二十九日

内閣総理大臣 竹下 登

一 森林の保健機能の増進を図るべき森林（以下「保健機能森林」という。）の設定に関する基
本的な事項

二 保健機能森林の整備に関する基本的な事項

三 その他必要な事項

四 その他必要な事項
(森林施業計画の変更等)

第六条 森林法第十一條第五項の認定を受けた森林所有者（同法第十八條の規定に基づき、数人共同して、同項の認定を受けた森林所有者を含む。）は、当該認定に係る森林施業計画の対象とする前条第一号の区域内に存する森林で農林水産省令で定める基準に適合するもの（以下「対象森林」という。）がある場合には、当該森林施業計画を変更し、対象森林に係る森林の保健機能増進を図るために、当該森林施業計画の全部又は一部として定め、同法第十二条第二項の認定されたときは、基本方針を変更するものとする。

3 基本方針は、自然環境の保全に適切な考慮が払われたものでなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(全国森林計画の変更等)

第四条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、森林法第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画を変更し、森林の保健機能の増進に関する事項を追加して定めなければならない。同項の規定により全国森林計画をたてる場合には、

5 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(地域森林計画の変更等)

第五条 都道府県知事は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林につき、前条の規定により追加して定められた全国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合には、当該地域森林計画を変更し、次に掲げる事項を追加して定めることができる。同項の規定により地域森林計画を変更し、次に掲げる事項を追加して定めることができる。同項の規定により地域森林計画を変更し、次に掲げる事項を追加して定めることができる。同項の規定により地域森林計画を変更し、次に掲げる事項を追加して定めることができる。同項の規定により地域森林計画を変更し、次に掲げる事項を追加して定めることができる。同項の規定により地域森林計画を変更し、次に掲げる事項を追加して定めること。

3 請求があつた場合において、当該請求に係る森林施業計画の内容が森林法第十一條第五項各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件のすべてを満たさなければ、同項の認定をしてはならない。

4 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に係る森林の保健機能の増進を図るために有効かつ適切なものであること。

5 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

6 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

7 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

8 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

9 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

10 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

11 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

12 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

13 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

14 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

15 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

16 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

17 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

18 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

19 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

20 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

21 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

22 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

23 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

24 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

25 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

26 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

27 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

28 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

29 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

30 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

31 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

32 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

33 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

34 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

35 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

36 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

37 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

38 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

39 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

40 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

41 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

42 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

43 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

44 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

45 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

46 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

47 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

48 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

49 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

50 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

51 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

52 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

53 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

54 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

55 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

56 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

57 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

58 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

59 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

60 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

61 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

62 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

63 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

64 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

65 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

66 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

67 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

68 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

69 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

70 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

71 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

72 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

73 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

74 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

75 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

76 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

77 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

78 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

79 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

80 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

81 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

82 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

83 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

84 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

85 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

86 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

87 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

88 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

89 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

90 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

91 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

92 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

93 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

94 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

95 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

96 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

97 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

98 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

99 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

100 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

101 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

102 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

103 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

104 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

105 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

106 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

107 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

108 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

109 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

110 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

111 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

112 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

113 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

114 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

115 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

116 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

117 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

118 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

119 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

120 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

121 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

122 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

123 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

124 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

125 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

126 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

127 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

128 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

129 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

130 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

131 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

132 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

133 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

134 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

135 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

136 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

137 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

138 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

139 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

140 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

141 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

142 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

143 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

144 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

145 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

146 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

147 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

148 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

149 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

150 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

151 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

152 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

153 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

154 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

155 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

156 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

157 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

158 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

159 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

160 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

161 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

162 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

163 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

164 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

165 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

166 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

167 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

168 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

169 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

170 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に

四 対象森林の全部又は一部が森林法第二十五

条第一項又は第二項の規定により指定された

保安林(以下「保安林」という。)である場合に
は、当該保安林の区域内において行われる森
林保健施設の整備が当該保安林の指定の目的
(同条第一項第十号に掲げるものを除く。)
の達成に支障を及ぼさないと認められるこ
と。

四 第一項の規定により森林保健機能増進計画を
その全部又は一部とする森林施設計画について
森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の認定(以下「特定

認定」という。)を受けた者(以下「特定認定森林

所有者」という。)についての同法第十三条及び

第十四条の規定の適用については、同法第十三
条中「同項各号に掲げる要件」とあるのは「同項

各号に掲げる要件及び森林の保健機能の増進に
関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)

第六条第三項各号に掲げる要件」と、同法第十
四条中「森林の施業」とあるのは「森林の施業(特
別措置法第六条第二項に規定する事項の実施を
含む。)」とする。

(開発行為の許可の特例)

第七条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森
林保健機能増進計画に従つて森林保健施設を整
備するために行う森林法第十条の二第一項に規
定する開発行為については、同項本文の規定

は、適用しない。

(保安林における制限の特例)

第八条 特定認定森林所有者が保安林の区域内に
おいて特定認定に係る森林保健機能増進計画に
従つて森林保健施設を整備するために行う立木
の伐採については、森林法第三十四条第一項本文
及び第三十四条の二本文の規定は、適用しない。

2 特定認定森林所有者が保安林の区域内におい
て特定認定に係る森林保健機能増進計画に従つ
て森林保健施設を整備するために行う森林法第
三十四条第二項本文に規定する行為について

は、同項本文の規定は、適用しない。

(森林組合の事業の利用の特例)

第九条 森林組合は、森林組合法(昭和五十三年
法律第三十六号)第九条第八項ただし書の規定

にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行

を妨げない限度において、定款で定めるところ

により、特定認定森林所有者である組合員がそ

の保健機能の増進を図ることが必要であると認

められる対象森林(当該森林組合の地区内にあ
るものに限る。)に係る特定認定森林所有者に、

同条第二項第八号に掲げる事業を利用させること

ができる。

(国有林野の活用)

第十条 国は、第四条の規定により追加して定め

られた全国森林計画に即して森林の保健機能の
増進を図るために、国有林野の活用について適切
な配慮をするものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行す
る。

理由

最近における森林の保健機能に係る国民の需要
の増大等森林をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、
森林法による計画制度を活用して森林の保健機能
を増進するための森林の施業と施設の整備を一
緒に推進する制度を整備するとともに、これに基づ
く施設の整備に関する特例を講ずる必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

森林の保健機能の増進に関する特別措置法
案(内閣提出、第一百四十四回国会開法第六
号)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、森林法による計画制度を活用して、

衆議院議長 田村 元殿

平成元年十一月十六日

農林水産委員長 近藤 元次

四 森林組合、地方公共団体等による森林の保健
機能の増進の円滑な推進を図るために、関連予算
の確保等に努めること。

森林の保健機能を増進するための森林の施業と
施設の整備を一体的に推進する制度を創設する

とともに、これに基づく施設の整備に関する特例措置を
地の開発許可を要しない等の所要の特例措置を

講じ、森林資源の総合的な利用の促進を図ろう
とするものであり、その主な内容は次のとおり

である。

1 農林水産大臣は、森林の保健機能増進に
する基本方針を定め、これに基づいて全国森

林計画を変更するとともに、都道府県知事
は、全国森林計画に即して地域森林計画を変

更することができる」とすること。

2 森林所有者は、地域森林計画が変更された

場合には、森林施設計画を変更し、森林の保

健機能の増進を図るために森林保健機能増進
計画を当該森林施設計画の全部又は一部とし
て定め、都道府県知事の認定を求めることが
できることとする。

3 森林の保全に留意した技術的基準等に適合
するものとして都道府県知事が認定した森林
保健機能増進計画に従つて施設を整備する場
合には、林地の開発行為及び保安林における
伐採等の許可を要しない等の特例措置を講ず
ることとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近の森林に対する国民の要請の多
様化等に対処して、森林の総合的な利用を促進

し、林業地域の振興、国民の福祉の向上を図る
ための措置として妥当と認め、原案のとおり、
可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

右報告する。
〔別紙〕
森林の保健機能の増進に関する特別措置法
案に対する附帯決議
政府は、森林・林業の置かれている厳しい状況
にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行
を妨げない限度において、定款で定めるところ
とするものであり、その主な内容は次のとおり
である。
極的な施策の推進を図るとともに、本法が、森林
の保健機能の増進に対する国民の要請に積極的に
対応し、これを通じ林業・山村の活性化に資する
ことを目的としていることにかんがみ、その施行
に当たっては、左記事項について遺憾なきを期す
べきである。

記

一 森林の保健機能を増進するに当たっては、森

林の乱開発につながることのないよう、自然環
境の保全に十分配慮し、森林の諸機能との調和

を旨とした実施に万全を期すること。

二 保健機能森林の設定に当たっては、地域の意
向が反映されたものとなるよう指導すること。

また、比較的規模の大きい森林保健施設の整
備を内容とする森林施設計画について都道府県
知事が認定を求められた時は、必要に応じ、都道
府県森林審議会の意見を聴く等、関係者の意向
を充分反映させて認定するよう指導すること。

さらに、保健機能の場として整備を進めるに
当たっては、都市と山村の交流、就業機会の増
加等地域の活性化に資するものとなるよう指導

すること。

三 森林保健機能増進計画の認定に係る総量規制
及び技術基準については、小流域毎に適用する

ことをはじめ、国土の保全、水源のかん養、生

活環境の保全等の森林の諸機能に支障を及ぼさ
ないものとなるよう適切な策定を行うとともに、
同計画の認定に当たっては、厳正な審査が
行われるよう指導の徹底に遺漏なきを期すること。

右の議案を提出する。

昭和六十三年十二月二十日

提出者

竹内 索一

田中 慶秋 畑英次郎 丹羽 雄哉

賛成者

安倍晋太郎外五十四名

臨時脳死及び臓器移植調査会設置法

(目的及び設置)

第一条 脳死及び臓器移植に係る社会情勢の変化にかんがみ、臓器移植の分野における生命倫理に配慮した適正な医療の確立に資するため、総理府に、臨時脳死及び臓器移植調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、広く、かつ、総合的に検討を加え、脳死及び臓器移植に関する施策に係る重要事項について調査審議する。

2 調査会は、前項に規定する事項に関して、内閣総理大臣に意見を述べることができる。(答申等の尊重等)

第三条 内閣総理大臣は、前条第一項の諮問に対する答申又は同条第二項の意見(次項において「答申等」という。)を受けたときは、これを尊重しなければならない。

2 内閣総理大臣は、答申等を受けたときは、これを国会に報告するものとする。(組織)

第四条 調査会は、委員十五人以内で組織する。(委員)

第五条 委員は、脳死及び臓器移植に関する諸問題について優れた識見を有する者のうちから、

両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の開会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかるらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、非常勤とする。

(会長)

第六条 調査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を總理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力)

第七条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明

その他の必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

2 その他の必要な協力を求めることがある。これが、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるものほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

1 両議院の同意を得て、内閣総理大臣の諮問に応じ、広く、かつ、総合的に検討を加え、脳死及び臓器移植に関する施策に係る重要な事項について調査審議すること。

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のよう

改正する。

第一条第十九号の七の次に次の一号を加え

る。

十九の八 臨時脳死及び臓器移植調査会委員

(この法律の失効)

この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。

3 会長は、会務を總理し、調査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、非常勤の委員十五人以内で組

ること。

(会長)

第六条 調査会に、会長を置き、委員の互選によ

りこれを定める。

2 会長は、会務を總理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指

名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力)

第七条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関

の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明

その他の必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者

以外の者に対しても、必要な協力を依頼するこ

とができる。

2 その他の必要な協力を求めることがある。これが、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

3 調査会は、國の関係行政機関の長に対し

て、資料の提出、意見の開陳、説明その他の

変化にかんがみ、臓器移植の分野における生命倫理に配慮した適正な医療の確立に資するため、総理府に、臨時脳死及び臓器移植調査会(以下「調査会」という。)を設置しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 所掌事務等

(1) 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、

広く、かつ、総合的に検討を加え、脳死及び臓器移植に関する施策に係る重要な事項について調査審議すること。

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のよう

改正する。

第一条第十九号の七の次に次の一号を加え

る。

十九の八 臨時脳死及び臓器移植調査会委員

(この法律の失効)

この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。

3 会長は、会務を總理し、調査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指

名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力)

第七条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関

の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明

その他の必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者

以外の者に対しても、必要な協力を依頼するこ

とができる。

2 その他の必要な協力を求めることがある。これが、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

3 調査会は、國の関係行政機関の長に対し

て、資料の提出、意見の開陳、説明その他の

必要な協力を求めることがある。これが、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

4 政令への委任

この法律に定めるもののか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

二 在留資格

本邦において行うことができる活動

本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に從事し又は本邦においてこれらの事業の経営を行い若しくは本邦におけるこれらの人を含む。以下この項において同じ。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に從事する活動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うこととできないこととされている事業の経営若しくは管理に從事する活動を除く。)

本邦法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に從事する活動

医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に從事する活動

本邦の公私機関との契約に基づいて研究を行う業務に從事する活動(一の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。)

本邦の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

本邦の公私機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科學の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に從事する活動(一の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。)

本邦の公私機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に從事する活動(一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。)

本邦に本邦、支店その他の事業所のある公私機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動

三 在留資格

本邦において行うことができる活動

演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。)

本邦の公私機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に從事する活動

收入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けたこれを修得する活動(四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。)

本邦に短期間滞在して行う觀光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動

本邦の高等学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。)若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動

本邦の公私機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動(この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。)

一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格(外交、公用及び短期滞在を除く。)をもつて在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

四 在留資格

本邦において行うことができる活動

演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。)

本邦の公私機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に從事する活動

收入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けたこれを修得する活動(四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。)

本邦に短期間滞在して行う觀光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動

本邦の高等学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。)若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動

本邦の公私機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動(この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。)

一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格(外交、公用及び短期滞在を除く。)をもつて在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

五 在留資格

本邦において行うことができる活動

演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。)

本邦の公私機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に從事する活動

收入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けたこれを修得する活動(四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。)

本邦に短期間滞在して行う觀光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動

本邦の高等学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。)若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動

本邦の公私機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動(この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。)

一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格(外交、公用及び短期滞在を除く。)をもつて在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。)

本邦の公私機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に從事する活動

別表第二(第二条の二、第十九条関係)

| 在留資格 | 本邦において有する身分又は地位 |
|---------------|---|
| 永住者 | 法務大臣が永住を認める者 |
| 日本人の配偶者等 | 日本人の配偶者若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者 |
| 永住者の配偶者等 | 永住者の在留資格をもつて在留する者 平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者若しくは日本國に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第四百四十六号)に基づく永住の許可を受けている者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者若しくは永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者又は昭和二十七年法律第四百四十六号第二条第六項の規定により本邦に在留する者の配偶者 |
| 平和条約関連国籍離脱者の子 | 昭和二十七年法律第四百四十六号第二条第六項の規定により本邦に在留する者の子として同法施行の日以後本邦で出生し、引き続き本邦に在留している者 |
| (経過措置) | 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認められる者 |
| 附則 | (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |
| 2 | この法律の施行の際に、次の表の上欄に掲げる改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧法」という。)第四条第一項各号の一に該当する者としての在留資格をもつて在留する者は、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の出入国管理及び難民認定法(以下「新法」という。)をもつて在留する者は、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の出入国管理及び難民認定法(以下「新法」という。)別表第一(又は別表第二)の上欄の在留資格をもつて在留する者としての在留資格をもつて在留する者としての在留資格 |
| 3 | この法律の施行の際に、旧法の在留資格をもつて在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新法の在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。 |
| 4 | 附則第二項の規定により留学の在留資格をもつて在留するとみなされる者は、同項後段に規定する期間が満了するまでの間に限り、新法別表第一の四の表の留学の下欄に掲げる活動のほか、新法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動、新法別表第一の三の表の文化活動の項の下欄に掲げる活動並びにこれらの活動の遂行を阻害しない範囲内の収入を伴う事業を運営する活動及び報酬を受ける活動を行うことができる。 |
| 5 | 附則第二項の規定により教授の在留資格をもつて在留するとみなされる者は、同項後段に規定する期間が満了するまでの間に限り、新法別表第一の一の表の教授の項の下欄に掲げる活動のほか、新法別表第一の二の表の研究の項及び教育の項の下欄に掲げる活動を行うことができる。 |
| 6 | 附則第二項の規定により芸術の在留資格をもつて在留するとみなされる者は、同項後段に規定する期間が満了するまでの間に限り、新法別表第一の一の表の教授の項の下欄に掲げる活動のほか、新法別表第一の二の表の研究の項及び教育の項の下欄に掲げる活動を行うことができる。 |
| 7 | この法律の施行前にした旧法第二十条第二項又は第二十二条の二第二項の規定による申請とみなす。 |
| 8 | この法律の施行前にした旧法第二十一条第二項又は第二十二条の二第二項の規定による申請は、それぞれ、当該在留資格に応する附則第二項の表の下欄に掲げる新法の在留資格に係る新法第二十条第二項又は第二十二条の二第二項の規定による申請とみなす。 |
| 9 | この法律の施行前にした旧法第二十一条第二項又は第二十二条の二第二項の規定による申請は、附則第二項の規定によりみなされる新法の在留資格に伴う在留期間に係る新法第二十二条第一項又は新法附則第九項の規定による申請は、それ新法第二十二条第一項又は新法附則第九項又は旧法附則第九項の規定による申請は、そ |

| | | |
|--|---------------------------|--|
| 旧法の在留資格 | 新法の在留資格 | 留学 研修 教授 芸術 報道 興行 宗教 技術 技能 永住者 家族滞在 別表第一又は別表第二の上欄の在留資格で法務省令で定めるもの |
| 第四条第一項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第一項第二号に該当する者としての在留資格 第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格 第四条第一項第五号に該当する者としての在留資格 | 外交 公用 短期滞在 投資・経営 | |
| 第四条第一項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第一項第二号に該当する者としての在留資格 第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格 第四条第一項第五号に該当する者としての在留資格 | | |
| 第四条第一項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第一項第二号に該当する者としての在留資格 第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格 第四条第一項第五号に該当する者としての在留資格 | | |
| 第四条第一項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第一項第二号に該当する者としての在留資格 第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格 第四条第一項第五号に該当する者としての在留資格 | | |

示をもつて定めるものに限る。)を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること。

第七条第一項第三号中「第四条第二項の規定に基く」を「第二条の二第三項の規定に基づく」に改め、同条第二項中「同項各号に掲げる」を「同項に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法務大臣は、第一項第二号の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

第七条の次に次の一条を加える。

(在留資格認定証明書)

第七条の一 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人(本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。)から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第一項第二号に掲げる条件に適合している旨の証明書を交付することができる。

2 前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者を代理人としてこれをすることができる。

第九条第一項中「第七条第一項各号」を「第七条第一項」に改め、同条第四項中「除く外」を「除き」に、「第十条」を「次条」に改め、同条第五項中「旅券に第一項」を「第四節に特別の規定がある場合を除き、第一項、次条第六項又は第十一条第四項」に改める。

第七条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第七条第一項各号」を「第七条第一項」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「第十二条」を「次条」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第七条第一項各号」を「第七条第一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

7 前条第三項の規定は、前項の証印をする場合に準用する。

第十二条第一項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第五項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第九条第三項の規定は、前項の証印をする場合に準用する。

「左の各号の一に該当するときは」を「再入国の許可を受けているときその他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは」に改め、同項各号を削る。

「第三節 板上陸」を「第三節 板上陸等」に改める。

第十三条第四項中「第十条第八項」を「第十条第九項」に、「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に改める。

第三章第三節中第十三条の次に次の一条を加える。

(退去命令を受けた者がどまることができる場所)

第十三条の一 特別審理官又は主任審査官は、それぞれ第十条第九項又は第十二条第六項の規定により退去を命ずる場合において、当該外国人が船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由により直ちに本邦から退出することができないと認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、その指定する期間内に限り、出入国港の近傍にあるその指定する施設にどまることを許すことができる。

7 同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 入国審査官は、次の各号の一に該当する場合に改め、同項を同条第五項とし、同条第六項中「旅券に第一項」を「第四節に特別の規定がある場合を除き、第一項、次条第六項又は第十一条第四項」に改める。

2 特別審理官又は主任審査官は、前項の指定をしたときは、当該外国人及びその者が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者に対しその旨を通知しなければならない。

第十六条第四項中「第一項の場合」を「第一項及び第二項の場合」に改め、同項を同条第五項とし、

同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 入国審査官は、次の各号の一に該当する場合において相当と認めるときは、当該各号に規定する乗員に対し、その旨の乗員上陸の許可をすることができる。

1 本邦と本邦外の地域との間の航路に定期に入港する船舶その他頻繁に本邦の出入国港に入港する船員その他の外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、休養、買物その他これらに類似する目的をもつて当該船舶が本邦にある間上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶の長又はその船舶を運航する運送業者が申請があつたとき。

2 本邦と本邦外の地域との間の航空路に定期に航空機を就航させている運送業者に所属する外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、その都度、同一の運送業者の運航する航空機の乗員として同一の出入国港から出国することを条件として休養、買物その他これらに類似する目的をもつて本邦に到着した日から十五日を超えない範囲内で上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、当該運送業者から申請があつたとき。

6 第十六条に次の二項を加える。

入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員が、当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、当該乗員が第五条第一項各号の一に該当する」とを知つたときは、直ちに当該許可を取り消すものとする。

7 前項に定める場合を除き、入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認め

る場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、その乗員が本邦にあるときは、当該乗員が帰船又は出國するために必要な期間を指定するものとする。

第十九条第一項及び第二項を次のように改める。

1 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行つてはならない。

2 別表第一の一の表、二の表及び五の表の上の上欄の在留資格をもつて在留する者(当該在留資格に応じこれらの表の下欄に掲げる活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬(業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の報酬)として行うものではない講演に対する報酬(業として行うものではない講演に対する報酬)として行うものではない講演に対する報酬)をもつて在留する者、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

3 別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格をもつて在留する者(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動)

4 法務大臣は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行ふことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

第十九条の次に次の一条を加える。

(就労資格証明書)

第十九条の一 法務大臣は、本邦に在留する外国人から申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を證明する文書を交付することができる。

平成元年十一月十七日 衆議院会議録第九号 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び同報告書

一五八

てこれを修得する活動（四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）

本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

| | |
|------|--|
| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 |
| 短期滞在 | 本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動 |

| | |
|------|--|
| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 |
| 就学 | 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対する本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動 |

| | |
|------|---|
| 研究修業 | 本邦の公私機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。） |
| 家族滞在 | 一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 |

| | |
|------|-------------------------|
| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 |
| 特定活動 | 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 |

別表第二(第二条の二、第十九条関係)

| | |
|------|------------------|
| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 |
| 永住者 | 法務大臣が永住を認める者 |

日本人の配偶者等

日本人の配偶者若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百一十七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者永住者の在留資格をもつて在留する者、平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者若しくは日本國に居住する大韓民國国民の法的地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間の協定の実施

に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第百四十六号)に基づく永住の許可を受けている者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者若しくは永住者等の子として本邦で出生し、引き続き本邦に在留している者又は昭和二十七年法律第百二十六号第二条第六項の規定により本邦に在留する者の配偶者

昭和二十七年法律第百二十六号第二条第六項の規定により本邦に在留する者の子として同法施行の日以後本邦で出生し、引き続き本邦に在留している者

| 永住者の配偶者等 | 平和条約関連国籍離脱者の子 | 定住者 | 定住者 |
|------------------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|
| (施行期日) (経過措置) | 昭和二十七年法律第百二十六号第二条第六項の規定により本邦に在留する者の子として同法施行の日以後本邦で出生し、引き続き本邦に在留している者 | 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者 | 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者 |

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

2 この法律の施行の際に、次の表の上欄に掲げる改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧法」という。)第四条第一項各号の一に該当する者としての在留資格(以下「旧法の在留資格」という。)をもつて在留する者は、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の出入国管理及び難民認定法(以下「新法」という。)別表第一又は別表第二の上欄の在留資格(以下「新法の在留資格」という。)をもつて在留するものとみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、それぞれ旧法の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応当する日までの期間とする。

旧法の在留資格 新法の在留資格

| | |
|--------------------------|--|
| 第四条第一項第一号に該当する者としての在留資格 | 外交 公用 短期滞在 投資・経営 |
| 第四条第一項第二号に該当する者としての在留資格 | 留学 研修 教授 芸術 興行 宗教 報道 技術 |
| 第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格 | |
| 第四条第一項第五号に該当する者としての在留資格 | |
| 第四条第一項第六号に該当する者としての在留資格 | |
| 第四条第一項第七号に該当する者としての在留資格 | |
| 第四条第一項第八号に該当する者としての在留資格 | |
| 第四条第一項第九号に該当する者としての在留資格 | |
| 第四条第一項第十号に該当する者としての在留資格 | |
| 第四条第一項第十一号に該当する者としての在留資格 | |
| 第四条第一項第十二号に該当する者としての在留資格 | |
| 第四条第一項第十三号に該当する者としての在留資格 | |

であること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況の他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に關係する特性を有していることにかんがみ、土地については、公共の福祉のため、その特性に応じた公共的制約が課されるものとする。

(適正な利用及び計画に従つた利用)

第三条 土地は、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正に利用されるものとする。

2 土地は、適正かつ合理的な土地利用を図るため策定された土地利用に関する計画に従つて利用されるものとする。

(投機的取引の抑制)

第四条 土地は、投機的取引の対象とされてはならない。

(価値の増加に伴う利益に応じた適切な負担)

第五条 土地の価値がその所在する地域における第二条に規定する社会的経済的条件の変化により増加する場合には、その土地に関する権利を有する者に対し、その価値の増加に伴う利益に応じて適切な負担が求められるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第二条から前条までに定める土地についての基本理念(以下「土地についての基本理念」という。)の「とり、土地に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、土地の利用及び取引(これを支援する行為を含む。)に当たっては、土地についての基本理念に従わなければならない。

2 事業者は、国及び地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、土地の利用及び取引に当たつては、土地についての基本理念を尊重しなければならない。

(法制度上の措置等)

第九条 政府は、土地に関する施策を実施するため必要な法制度上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十条 政府は、毎年、国会に、地価、土地利用、土地取引その他の土地に関する動向及び政

報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る土地に関する動向を考慮して講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(政府の基本的な施策)

3 政府は、前項の講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成するには、土地政策審議会の意見を聽かなければならない。

(土地利用計画の策定等)

4 第二章 土地に関する基本的な施策

5 第十一条 国及び地方公共団体は、適正かつ合理的な土地利用を図るため、人口及び産業の将来の見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用に関する計画(以下「土地利用計画」という。)を策定するものとする。

(土地利用計画の策定等)

6 第十二条 國及び地方公共団体は、第一項に規定する諸条件の変化を勘案して必要があると認めるときは、土地利用計画を変更するものとする。

(適正な土地利用の確保を図るための措置)

7 第十三条 國及び地方公共団体は、第一項に規定する諸条件の変化を勘案して必要があると認めるときは、土地利用計画を変更するものとする。

(土地取引の規制等に関する措置)

8 第十四条 國及び地方公共団体は、社会資本の整備に連して土地に関する権利を有する者が著しく利益を受けこととなる場合において、地域の特性等を勘案して適切であると認めるときは、その利益に応じてその社会資本の整備についての適切な負担を課すための必要な措置を講ずるものとする。

(税制上の措置)

9 第十五条 國及び地方公共団体は、土地についての見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用計画の策定するものとする。

(審議会の組織)

10 第十六条 國及び地方公共団体は、土地に関する

地域における社会経済活動の広域的な展開を考慮して特に必要があると認めるときは土地利用計画を広域の見地に配慮して策定するものとする。

11 國及び地方公共団体は、土地に関する施策の実施に資するため、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、国民に対し、土地の所有及び利用の状況、地価の動向等の土地に関する情報の提供するように努めるものとする。

(第三章 土地政策審議会)

12 第十七条 國土庁に、土地政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

13 第十八条 審議会は、この法律、国土調査法(昭和二十六年法律第二百八十号)、国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第二百四十三号)及び国土利

用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、土地に関する土地取引の規制に関する措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(社会資本の整備に連して土地に関する権利を有する者に課するものとする)

14 第十九条 國及び地方公共団体は、社会資本の整備に連して土地に関する権利を有する者が著しく利益を受けこととなる場合において、地域の特性等を勘案して適切であると認めるときは、その利益に応じてその社会資本の整備についての適切な負担を課すための必要な措置を講ずるものとする。

(税制上の措置)

15 第二十条 國及び地方公共団体は、土地についての見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用計画の策定するもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聞くことができる。

(審議会の組織)

16 第二十二条 國及び地方公共団体は、土地についての見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用計画の策定するもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聞くことができる。

(審議会の組織)

17 第二十三条 國及び地方公共団体は、土地についての見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用計画の策定するもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聞くことができる。

(審議会の組織)

18 第二十四条 國及び地方公共団体は、土地についての見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用計画の策定するもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聞くことができる。

(審議会の組織)

19 第二十五条 國及び地方公共団体は、土地についての見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用計画の策定するもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聞くことができる。

(審議会の組織)

20 第二十六条 國及び地方公共団体は、土地についての見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用計画の策定するもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聞くことができる。

(審議会の組織)

21 第二十七条 國及び地方公共団体は、土地についての見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用計画の策定するもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聞くことができる。

(審議会の組織)

22 第二十八条 國及び地方公共団体は、土地についての見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用計画の策定するもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聞くことができる。

(審議会の組織)

23 第二十九条 國及び地方公共団体は、土地についての見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用計画の策定するもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聞くことができる。

(審議会の組織)

24 第三十条 國及び地方公共団体は、土地についての見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用計画の策定するもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聞くことができる。

(審議会の組織)

25 第三十一条 國及び地方公共団体は、土地についての見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用計画の策定するもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聞くことができる。

(審議会の組織)

26 第三十二条 國及び地方公共団体は、土地についての見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用計画の策定するもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聞くことができる。

(審議会の組織)

27 第三十三条 國及び地方公共団体は、土地についての見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用計画の策定するもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聞くことができる。

(審議会の組織)

- 4 特別の事項を調査審議させるため、審議会に特別委員を置くことができる。
- 5 特別委員は、土地に関する施策又は国土の利用に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 7 委員及び特別委員は、非常勤とする。
- 8 審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長等に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
- 附則
- (施行期日)
- 1 國土調査法の一部を次のように改正する。
- (國土調査法の一部改正)
- 2 國土調査法の一部を次のように改正する。
- 目次、第三章の章名及び第十二条(見出しを含む)中「國土利用計画審議会」を「土地政策審議会」に改める。
- (國土調査促進特別措置法の一部改正)
- 3 國土調査促進特別措置法の一部を次のように改正する。
- (國土利用計画法の一部改正)
- 4 國土利用計画法の一部を次のように改正する。
- 目次中「國土利用計画審議会」を削る。
- 第三条 削除
- 第五条第三項、第七条第七項及び第十三条第一項中「國土利用計画審議会」を「土地政策審議会」に改める。

- 4 特別の事項を調査審議させるため、審議会に特別委員を置くことができる。
- 5 特別委員は、土地に関する施策又は国土の利用に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 7 委員及び特別委員は、非常勤とする。
- 8 審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長等に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
- 附則
- (施行期日)
- 1 國土調査法の一部を次のように改正する。
- (國土調査法の一部改正)
- 2 國土調査法の一部を次のように改正する。
- 目次、第三章の章名及び第十二条(見出しを含む)中「國土利用計画審議会」を「土地政策審議会」に改める。
- (國土調査促進特別措置法の一部改正)
- 3 國土調査促進特別措置法の一部を次のように改正する。
- (國土利用計画法の一部改正)
- 4 國土利用計画法の一部を次のように改正する。
- 目次中「國土利用計画審議会」を削る。
- 第三条 削除
- 第五条第三項、第七条第七項及び第十三条第一項中「國土利用計画審議会」を「土地政策審議会」に改める。

- 第七章の章名中「國土利用計画審議会」を削る。
- 第三十六条及び第三十七条を次のように改め
- 第三十六条及び第三十七条 削除

- 第七章の章名中「國土利用計画審議会」を削る。
- 第三十六条及び第三十七条を次のように改め
- 第三十六条及び第三十七条 削除

地価の高騰による国民生活への弊害等の我が国における土地問題の現状にかんがみ、土地対策を総合的に推進するため、土地についての基本理念を定め、並びに國、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土地基本法案(内閣提出、第百十四回国会開法第六一号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、土地についての基本理念を定め、並

びに國、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにする議案に改める。

(國土調査促進特別措置法の一部改正)

3 國土調査促進特別措置法の一部を次のように改める。

(國土利用計画法の一部改正)

4 國土利用計画法の一部を次のように改める。

目次中「國土利用計画審議会」を削る。

- 2 國及び地方公共団体は、土地についての基本理念にのつとり、土地に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するものとする。
- (2) 事業者は、土地の利用及び取引(これを支援する行為を含む。)に当たっては、土地についての基本理念に従わなければならぬるものとする。
- (3) 國民は、土地の利用及び取引に当たっては、土地についての基本理念を尊重しなければならないものとする。
- (4) 政府は、土地に関する施策を実施するたまに必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならないものとする。
- (5) 政府は、毎年、国会に、土地に関する動向及び政府が土地に関して講じた基本的な施策に関する報告を提出しなければならないものとする。
- (6) 調査の実施等
- 國及び地方公共団体は、土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、土地の所有状況等に関する調査を実施する等必要な措置を講ずるものとする。
- 土地に関する基本的施策
- (1) 土地利用計画の策定等
- 國及び地方公共団体は、必要な土地利用に関する計画(以下「土地利用計画」といいう。)を策定するものとし、特に必要があると認めるときは、土地利用計画を詳細に、又は広域の見地に配慮して策定するものとする。
- (2) 適正な土地利用の確保を図るための措置
- 國及び地方公共団体は、適正な土地利用の確保を図るために、土地利用の規制に関する措置を適切に講ずるとともに、土地利用の計画に従つて利用されるものとする。
- (3) 土地は、投機的取引の対象とされてはならないものとする。
- 1 土地についての基本理念
- 土地は、公共の利害に關係する特性を有していることにより、土地対策を総合的に推進し、もつて国民生活の安定向上と國民經濟の健全全な發展に寄与することを目的とするものである。
- 第三条第一項中「國土利用計画審議会」を「土地政策審議会」に改める。
- (國土利用計画法の一部改正)
- 4 國土利用計画法の一部を次のように改める。
- 目次中「國土利用計画審議会」を削る。
- 第三条 削除
- 第五条第三項、第七条第七項及び第十三条第一項中「國土利用計画審議会」を「土地政策審議会」に改める。

- (4) 土地の価値がその所在する地域における社会的経済的条件の変化により増加する場合には、その価値の増加に伴う利益に応じて適切な負担が求められるものとする。
- 2 國及び地方公共団体は、社會資本の整備の責務等

- (1) 國及び地方公共団体は、社會資本の整備に関連して土地に関する権利を有する者が著しく利益を受けることとなる場合において、その利益に応じて適切な負担を課するための必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 社會資本の整備に関連する利益に応じた適切な負担

- (3) 土地取引の規制等に関する措置
- 國及び地方公共団体は、土地の投機的取引が国民生活に及ぼす弊害を除去するため、土地取引の規制に関する措置その他必要な措置を講ずるものとする。

- (4) 土地の価値がその所在する地域における社会的経済的条件の変化により増加する場合には、その価値の増加に伴う利益に応じて適切な負担が求められるものとする。
- 3 土地取引の規制等に関する措置
- 國及び地方公共団体は、土地の投機的取引が国民生活に及ぼす弊害を除去するため、土地取引の規制に関する措置その他必要な措置を講ずるものとする。

- (5) 國及び地方公共団体は、土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、土地の所有状況等に関する調査を実施する等必要な措置を講ずるものとする。
- 土地政策審議会
- 國及び地方公共団体は、地価高騰が国民の住宅取得を困難にする等国民生活に重大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、國民各層における土地についての共通の認識を確立し、土地対策を総合的に推進するため、適切な措置と認めるが、なお、土

地についての公共の福祉優先、住民等の意見を反映した土地利用計画の策定、需要に応じた宅地の供給の促進、公的価値評価の適正化等について規定する必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成元年十一月十七日

土地問題等に関する特別委員長 大塚 雄司

衆議院議長 田村 元殿

(小字及び一は修正)

目次

第一章 土地基本法
第二章 土地に関する基本的施策(第十一条)
第三章 土地政策審議会(第十七条・第十八条)
附則 第十六条

用が他の土地の利用と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に關係する特性を有していることから、土地については、公共の福祉のため、その特性に応じた公共的制約が課されるものとする。
(適正な利用及び計画に従つた利用)
第三条 土地は、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正に利用されるものとする。

2 土地は、適正かつ合理的な土地利用を図るために策定された土地利用に関する計画に従つて利用されるものとする。

(投機的取引の抑制)

第四条 土地は、投機的取引の対象とされてはならない。

(価値の増加に伴う利益に応じた適切な負担)

第五条 土地の価値がその所在する地域における

第二条に規定する社会的経済的条件の変化により増加する場合には、その土地に関する権利を有する者に対し、その価値の増加に伴う利益に応じて適切な負担が求められるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第二条から前条までに定める土地についての基本理念(以下「土地についての基本理念」という。)にのつとり、土地に関する施設を策定し、及びこれを実施する

責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、土地についての基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(土地についての公共的制約)
(事業者の責務)

第二条 土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であること、国民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、その利

用が他の土地の利用と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業

地に關する施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、土地の利用及び取引に当たっては、土地についての基本理念を尊重しなければならない。

2 國民は、国及び地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 國及び地方公共団体は、第一項に規定する諸

条件の変化を勘案して必要があると認めるとき

は、土地利用計画を変更するものとする。

(適正な土地利用の確保のための措置)

第九条 政府は、土地に関する施策を実施するため必要な法的上及び財政上〇及び金融上〇の措置を講じなければならぬ。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る土地に関する動向を考慮して講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(年次報告等)

第十条 政府は、毎年、国会に、地価、土地利

用、土地取引その他の土地に関する動向及び政

府が土地に関して講じた基本的な施策に関する

報告を提出しなければならない。

(法的上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、土地利用計画に従つた土地の高度利用、土地利用の適正な転換又は良好な環境の形成若しくは保全の確保を

の他適正な土地利用の確保を図るために、土地利

用の規制に関する措置を適切に講ずるととも

に、土地利用計画に係る事業の実施その他必要

な措置を講ずるものとする。

(土地利用計画の策定等)

第十三条 国及び地方公共団体は、土地の投機的取引が国民生活に及ぼす弊害を除去するため、土地取引の規制に関する措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(社会資本の整備に関する措置)

第十四条 国及び地方公共団体は、社会資本の整備に関連して土地に関する権利を有する者が著しく利益を受けることとなる場合において、地

域の特性等を勘案して適切であると認めるときは、その利益に応じてその社会資本の整備についての適切な負担を課するための必要な措置を講ずるものとする。

ときは土地利用計画を詳細に策定するものとし、地域における社会経済活動の広域的な展開を考慮して特に必要があると認めるときは土地

利用計画を広域の見地に配慮して策定するものとする。

2 第一項の場合において、国及び地方公共団体は、住民その他

の関係者の意見を反映させるものとする。

3 國及び地方公共団体は、前項の指掌を講ずるに当たっては、

2 國及び地方公共団体は、前項の指掌を講ずるに当たっては、

3 國及び地方公共団体は、前項の指掌を講ずるに当たっては、

関し、適正な税制上の措置を講ずるものとする。

(公的土地区画整理事業)

第十六条 國は、適正な地価の形成及び課税の適正化に資するため、土地の正常な価格を公示するとともに、公的土地区画整理事業について相対的均衡と適正化が図られるよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第十七条 国及び地方公共団体は、土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、土地の所有及び利用の状況、地価の動向等に関する調査を実施し、資料を収集する等必要な措置を講ずるものとする。

2 地政政策審議会は、土地に関する施策の円滑な実施に資するため、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、国民に対し、土地の所有及び利用の状況、地価の動向等の土地に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(土地政策審議会)

第十八条 土地政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律、国土調査法(昭和二十六年法律第二百八十号)、国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第二百四十三号)及び国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、土地に関する総合的かつ基本的な施策に関する事項及び国土の利用に関する基本的な事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関して、内閣総理大臣に対し、及び内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

4 関係行政機関の長は、土地に関する総合的かつ基本的な施策に関する事項でその所掌に係るもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聞くことができる。

(審議会の組織)

第十九条 審議会は、土地に関する施策又は国土の利用に関し学識経験を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する委員二十三人以内をもつて組織する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

4 特別の事項を調査審議させるため、審議会に特別委員を置くことができる。

5 特別委員は、土地に関する施策又は国土の利用に関する者の中から、内閣総理大臣が任命する。

6 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 委員及び特別委員は、非常勤とする。

8 審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、内閣総理大臣を置くことができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關する事項は、政令で定める。

1 (施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(国土調査法の一部改正)
2 国土調査法の一部を次のように改正する。
審議会は、前項に規定する事項に関して、内閣総理大臣に対し、及び内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(国土調査促進特別措置法の一部改正)

3 国土調査促進特別措置法の一部を次のように改正する。

4 第三条第一項中「国土利用計画審議会」を「土地政策審議会」に改める。

(国土利用計画法の一部改正)

4 國土利用計画法の一部を次のように改正する。

目次中「国土利用計画審議会」を削る。

第三条を次のように改める。

第五条第三項、第七条第七項及び第十三条第二項中「国土利用計画審議会」を「土地政策審議会」に改める。

第六条及び第三十七条を次のように改める。

第七章の章名中「国土利用計画審議会」を削除する。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

る事項が次の各号の一に該当すると認めるとき

は、第二十四条第一項の規定にかかわらず、土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の締結を中止すべきことその他その届出に係る事項について必要な措置を講すべきことを勧告することがで

きる。

一 その届出に係る事項が第二十四条第一項各号の一に該当し当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があること。

二 その届出が土地に関する権利の移転をする契約の締結につきされたものである場合において、その届出に係る事項が次のイからまでのいずれにも該当し当該土地を含む周辺の地域の適正な地価の形成を図る上で著しい支障を及ぼすおそれがあること。

イ 届出に係る権利を土地売買等の契約により取得したものであること(その土地売買等の契約が民事調停法による調停に基づくものである場合、当該権利が国等から取得されたものである場合その他政令で定める場合を除く)。

ロ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者により当該権利が取得された後二年を超えない範囲内において政令で定める期間内にその届出がされたものであること。

ハ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者が、当該権利を取得した後、その届出に係る土地を自らの居住又は事業のための用その他自ら利用するための用途

(一時的な利用その他の政令で定める利用を除く。以下この号において「自ら利用するための用途」という。)に供していなないこと。

理由

最近における土地取引の状況等にかんがみ、地価の高騰に対処し、適正かつ合理的な土地利用の確保等を図るため、監視区域に所在する土地について投機的取引と認められる土地取引に係る届出があつた場合における勧告に関する特例を設けるとともに、規制区域及び監視区域に所在する土地について遊休土地である旨を通知する場合の面積要件を引き下げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 議案の可決理由

本案は、最近の地価の高騰に対処し、適正な地価形成と合理的な土地利用の確保等を図るための一環として、妥当な措置として認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
平成元年十一月十七日

土地問題等に関する特別委員長
大塚 雄司

衆議院議長 田村 元殿

- 1 議案の目的及び要旨
- 2 本案は、最近における土地取引の状況等にかんがみ、地価の高騰に対処し、適正かつ合理的な土地利用の確保等を図ろうとするもので、その主要内容は次のとおりである。
 - 1 土地に関する権利の移転等の届出があつた場合の勧告に関する特例
 - 2 遊休土地である旨の通知要件の改正
 - 3 遊休土地である旨を通知する場合の面積要件を規制区域及び監視区域に所在する土地について引き下げるとともに、期間要件を短縮するものとする。
- 3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を

明治二十九年三月三日
便物認可

平成元年十一月十七日

衆議院会議録第九号

一六六

発行所
虎ノ門二丁目二番四号
東京都港区
大蔵省印刷局
電話
03(587)4302

定価
本号一部
三円を含む
二二三円